明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務一二）　一

○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同一三）　二

〔告　示〕

○道路に関する件（東北地方整備局一四七）　三

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一四八）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一四九）

○登録住宅性能評価機関の名称等を変更した件（北陸地方整備局六四）

○道路に関する件（中部地方整備局一二三）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一五三）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三五

特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　三六

地方公共団体
行旅死亡人関係　三七

会社その他
会社決算公告　三七

省令

○外務省令第十二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月七日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一中

南アフリカ共和国	モーリタニア
ランド	ウギア
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
615	20,400
325	10,700
645	21,400
75	2,500
325	10,700
270	8,900
475	15,700
130	4,300
130	4,300
215	7,100
475	15,700
485	16,100
185	6,100
270	8,900
475	15,700
410	13,600
100	3,200
140	4,600
225	7,500

を

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリタニア
ランド	ポンド	ウギア
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
615	204	20,400
325	107	10,700
645	214	21,400
75	25	2,500
325	107	10,700
270	89	8,900
475	157	15,700
130	43	4,300
130	43	4,300
215	71	7,100
475	157	15,700
485	161	16,100
185	61	6,100
270	89	8,900
475	157	15,700
410	136	13,600
100	32	3,200
140	46	4,600
225	75	7,500

に改める。